

障害者差別解消条例等調査特別委員会

(平成30年 1 月 18 日)

○ 中川雅晶委員長

おはようございます。それでは、定刻を過ぎましたので、障害者差別解消条例等調査特別委員会を開催させていただきます。

まず、樋口委員が少しおくれられるというふうにお伺いさせていただいておりますので、ご報告させていただきます。

また、市民の方、3名傍聴いただいていることをご報告させていただきます。よろしくお願いたします。

じゃ、インターネット中継、開始をしていただいで。

また、本日も手話通訳をしていただきます。お願いたします。

それではというか、本日、実は三重県議会の障がい者差別解消条例策定調査特別委員会も開催をされるというふうにお伺しております。条例骨子案については議論されて、きょう、条例案の骨子案について議論されるということもお伺いをさせていただいております。三重県議会の前回の資料については入手させていただいておりますので、皆さんのタブレットのほうに三重県議会の資料のほうも添付をさせていただいておりますので、ご参考いただければというふうに思っております。

それでは、本日は、事項書のとおり、条例素案について、前回の条例素案の修正案、それから正副の前文案について、そして条例の名称について、この辺を議題とさせていただきますので、よろしくお願をいたします。

それでは、まず、第1点の条例素案について。

前回の委員会で正副の条例素案をお示しをさせていただいて、皆さんからさまざまご意見をいただきました。今回は、その検討項目として預かりをさせていただいた事項について正副で整理をさせていただきましたので、資料として、その修正の部分の資料のほうを配付させていただいておりますので、ご確認いただければというふうに思います。

また、前文案についても配付しておりますので、後ほど説明をさせていただきますが、まずは、前回いただいたさまざまな意見と、それからまた、関係部局からご意見をいただいたところで正副で協議をさせていただいて、きょう、修正をさせていただいた箇所として皆さんの前へ提示をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願をいたします。

それでは、まず、修正箇所。四日市市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

素案の修正箇所と書いてある資料のほうを、お手元に準備していただけますでしょうか。

今回、正副で、前回の素案と違うところというのは、第4条、それから第5条、第14条、第16条、第17条、第18条、第23条という形で修正をさせていただきましたので、これから説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず、第4条、市の責務の部分でございます。

第4条に関しましては、第2項の解説の部分で少し修正させていただきました。その部分だけ少し読み上げさせていただきます。

研修を行うに当たっては、例えば歩く、物を見る、音を聞くといった体の動きや機能を制限した状態を体験するなど、実際に日常生活の中にどのような不便さがあるのか、それぞれの場面で必要な手助けや工夫は何かなど、障害者の立場に立って考え、理解を深めることが大切です。さらに、外見からは気づきにくい病気や障害を知らせるシンボルマークについての普及啓発を行うことも必要となります。困っている障害者に声をかけやすい環境づくりを進めることは、これからの市の重要な役割の一つと言えますという形で解説部分を修正させていただきました。

それから、第5条ですが、第5条はまず、市民等及び事業者の役割として、第5条、市民等及び事業者は、障害を理由とする差別をしてはならないという条項を追記させていただいて、したがって、その条項の項の部分で少し、2、3、4と条項ずれという形で修正させていただいて、なおかつ4項におきまして、4項の、事業者は、障害の特性に応じて、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行い、障害者が利用しやすいサービスの提供及び障害者の雇用の安定を図るための環境整備を図るよう努めるものとするとして、解説の部分の第1項もあわせて、第1項関係、四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例第3条には、あらゆる差別の禁止を市民の責務として定めており、その中には障害を理由とする差別も含まれています。国際的には、国際連合において障害者の権利に関する条約が採択され、国においては、この条約の締結に向けた国内法の整備を進め、障害者基本法の改正や障害者差別解消法を制定し、国内外において、障害を理由とする差別の解消を特段の課題として捉えています。本市はこれまでも、あらゆる差別をなくすために、市民や事業者と一丸となって取り組んできましたが、こうした国内外の障害を理由とする差別解消に向けた流れもさらに踏まえながら、より一層、障害を理由とする差別をなくす取り組みを進める必要があると考え、この項で、市民等、事業者の役割として、障害を理由とする差別を禁止する規定を定めることとしま

した。

2項、3項という形で条項ずれがありまして、第4項におきまして、2段落目のところですが、本市は、日本有数の産業都市として今日の発展を築いてきましたが、その長い道のりの過程においては公害をはじめとする人権にもかかわる悲しい経験がありました。その後、環境と人権に配慮した事業活動が継続して行われてきた結果、産業の発展と環境保全が両立したまちづくりが進み、平成7年9月には、快適環境都市四日市市を宣言するまでに至りました。障害者と障害のない人がともに支え合って暮らしていくことのできる社会の実現は、事業者の皆さんが、障害の状態に応じた合理的配慮を提供し、障害者が利用しやすいサービスの提供や、障害者の声を聞いて、どのような仕事内容であれば無理なくできるのか、一緒に考えながら、障害者が働きやすく、安心して働き続けることができる環境整備に積極的に努めていただくことで、より確実なものとなっていきますという説明に変えさせていただきました。

それから、次は、第14条のところ、各号という文言については、いま一度、事務局と法制執務上の観点から精査して、削除をさせていただきました。

それから、第16条であります。医療、介護に関する合理的配慮についてですが、民生委員、児童委員の役割は、住民への相談対応や必要な情報提供、福祉に関する事業者等との連携、関係する行政関係機関への協力などがその役割として法律で定められているところであり、この条例では同様の趣旨であって、さらに明記すると必要以上に心理的に負担がかかってしまうのではないかという執行部からの話がありましたので、民生、児童委員という記載は削除し、見送りをさせていただいたというところでございます。

解説の部分におきましても、医療や介護が必要になったときには、市だけではなく、障害者相談支援事業所や在宅介護支援センターがあるほか、地域には身近な相談役として、民生委員・児童委員がいます。自分や家族、友人など親しい人が障害により医療や介護を受ける必要が生じた場合、障害を理由とする差別を受けることのないよう、市は、福祉サービス事業者や保健、医療従事者、その他の関係者と十分に情報交換するなどの連携を図り、合理的配慮の取り組みが進むよう支援に努めるものとしていますという逐条解説に変えさせていただきました。

それから、17条でございますが、この項では、福祉、住まいに関する合理的配慮の17条において、市営住宅における合理的配慮、そして民間住宅を借りやすいようにするための合理的配慮という二つの要素が入っていますので、それぞれの意図が伝わりやすいように

正副で検討をさせていただいて、整理をさせていただきました。

特に第3項におきまして、市は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるよう、市営住宅においては障害者にとって必要な住戸の確保、民間共同住宅においては不動産事業者等と協力して、その賃借が円滑に行われるための必要な支援に努めるものとするという形で条文を変更させていただき、第3項につきましても、障害の有無にかかわらず、安定した生活をするためには、生活の基盤となる住宅の確保が必要となります。しかし、障害の特性等によっては経済面からそれが難しい場合もあります。そのため、市は、市営住宅において、段差の有無や設備の配慮を行いながら、住宅に困窮する障害者にとって必要な住戸を確保するよう努めるものとしていますという形で変更をさせていただきます。また、住宅セーフティネット制度の活用を促進し、民間共同住宅の賃借が円滑に行われるよう、不動産事業者等と協力して、必要な支援に努めるものとしています。さらに、障害者の入居に際しては、福祉メニューを活用して、障害の特性に応じた障壁を取り除くことができるよう支援に努めるものとしていますという形で、逐条解説のほうも変更させていただきました。

それから、18条におきましては、18条、交通、公共施設に関する合理的配慮でございますが、近年、公共交通事業者では人員削減が進み、困っている人への配慮や工夫といったサポートであっても事前に申し出てもらう必要がある場合などがあるなど、対応はしているものの厳しい状況となっているとの執行部からの話がありましたので、まず、手助けや配慮、工夫といったソフト面を強調するために解説を整理させていただきました。

また、公共事業者においては、ハード整備においても国の指針に基づいて進めていくということを聞き及んでおりますので、参考まで、現在の国の指針の状況を記載させていただいております。

逐条解説の中段部分のところですが、公共交通機関は不特定多数が利用することから、障害者にとって必ずしも利用しやすい状態にあるとは限らないため、障害者が円滑に利用するためには、車椅子を押す、移動の手助けをするといった配慮や工夫、スロープ、手すりを設置するなど環境の整備が必要です。現在、国の指針では、1日当たりの利用者数が3000人以上の駅が施設整備の対象とされていますというところを加えさせていただいたところでございます。

それから、第23条ですが、合理的配慮の提供に係る普及啓発で、第23条、市は、市民等及び事業者の行う合理的配慮の提供に関する取り組みが促進するよう、合理的配慮の取り

組み事例に関する情報の収集、整理、提供及び普及啓発を行うものとするという形に文言のほうを少し変えさせていただきました。

合理的配慮の提供に関する普及啓発は、努力義務ではなく、市は積極的に普及啓発すべきものであるということのご意見をいただいたので、行うものとするという形で修正をさせていただいたところでございます。

それからあと、修正を行わなかった部分として、第6条、身近で誰もが相談しやすい体制の整備、第1項の解説部分について、相談しやすいだけではなく、相談の結果、相談者の納得や満足につながるよう対応が求められているのではないかという意見がありました。この点につきましては、条例制定後の運用面において重要な視点であるため、委員会の最終報告に記載をさせていただきたいというふうに考えております。

また、条例の中に、差別解消に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずる旨の条文を追加すべきではないかという意見もいただきました。市が施策を実施するに当たり、必要な予算の確保は不可欠であり、重要な指摘ではございます。

本条例では、このことについて、第4条第1項で四日市市障害者計画に差別を解消するための施策を定めることを規定しております。この障害者計画は、障害者に関するさまざまな施策や事業を具体的に定めていくものであり、それぞれの事業には予算を伴うことから、財政上の措置を講ずるという意図も第4条第1項に包含するものと理解いただければと思います。

以上のように修正案を作成させていただきました。というのが、今回の修正をさせていただいた正副案でございます。

まず、この修正をさせていただいたところから、皆様のご意見、または質問等をお受けさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○ 森川 慎委員

よろしく申し上げます。

第5条、差別をしてはならないという項目を、市民等及び事業者は障害を理由とする差別をしてはならないとつけ加えていただいたんですが、これだと市とかは入ってこないのかなということがあるのと、もっと差別の禁止ということで条を起こしてもらって、市の責務や市民等及び事業者の役割という、もっと上位に来てほしいなというのが思いなんです。もっと包含して差別をしないという、事業者や市民に限るのではなくてもっと何人

もというような、そういう、もうちょっと高い理想というか、そんなことをうたってもらったほうが、ほかの、今、三重県議会の資料なんかを見せてもらっても、差別の禁止という項目を特出しで出してもらっているのです、こういうのに準ずるような形のほうがいいのではないかなと個人的には思います。

○ 中川雅晶委員長

というご意見もあります、どうでしょうか。

市はこれはもう、差別してはならないというのはもう当たり前で、絶対そうなんです。それを推進していかなきゃならないという立場で、もう規定以上の大前提であるというのは一つありますし、この間も少し議論になったように、市には、部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くす条例というのを、前回のお示しをさせていただいたところの基本理念のところに置かせていただいて、そもそもそういう条例を持っていて、もちろん障害者差別解消法もそういう地方公共団体に対して民間事業者以上に差別をしてはならないという義務規定が、また合理的配慮も努めるという義務規定というのが明記をされておりますので、法的にはこれで問題ないのかなって思うのですが、より市民と、それから事業者にとって、障害者差別解消法では努力義務的なところを含めて、なるべくじゃなくて市がそういう障害を理由とする差別をなくす推進をしていくに当たって、このところで市民の役割として、市民等及び事業者は、障害を理由とする差別をしてはならないという一文を加えさせていただいたというところなんです。

○ 森川 慎委員

わかるんですけど、でも、条例で定める以上は、やっぱりここは明確にうたっておくべきじゃないかなというのはずっと思っているのです。

逆に、ここにだけ書く、市民等及び事業者は差別をしてはならないって書くのであれば、やはりもっと包含して、全市民がというような意味合いなりを持たせていかないと、ちょっと条例をつくるに当たっては何か寂しいかなとか。寂しいとか、もっとやっぱり理想をうたうべきだと思うんですよ。もちろん差別は誰もしてはいけないというのは、それはみんなわかっているところですけど、改めてそこでこの条例をつくっていかうという中で、一番のやっぱり差別を禁止していく、差別をなくしていくというのが背骨とか、根本の土台の考え方なので、これはあえて私はずうべきではないかなというふうに

考えるんですが。

○ 中川雅晶委員長

という森川委員の意見ですが、ほかの委員さんは、どうでしょうか。

○ 谷口周司委員

ここは、いろいろ他市のところも見させていただくと、やっぱり明石市についても松江市についても、やっぱり差別の禁止ということでしっかりと条項出しをして、文言も何人も障害者に対しということ結構強くうたわれているところもあるので、やっぱりこれは、他市のところを見ても、その辺はしっかりと明記をしていったほうがいいんじゃないかなと思うところでもあります。

○ 中川雅晶委員長

ほかの委員さんは、どうでしょうか。

正副としては、やはり、障害者差別だけではなくて、やっぱり差別に関してはあつてはならない、根絶するというのは大切な市の理念である。それは、もう条例とか都市宣言を見れば明確なわけです。その基本理念のところ、四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例というところで、全ての障害者が障害を理由として差別を受けず人として尊重されることを旨として行わなければならない、その趣旨にのっとってということで、基本理念に明確に差別のことはそもそも四日市としてはそういう歴史で差別根絶に向けて宣言もしてきているし、条例も持っています。今回はあえて、障害者差別についてさらに、障害を理由とする差別をしないといふかなくしていく、その促進をしていくという政策条例の位置づけで本条例を策定していると私は思っているので、森川委員のおっしゃったりとか谷口委員のおっしゃっていることと、僕はもう思いとしては全然変わらないと思うんですが。条例の書き方として、いやいや、もうほかの自治体のように、あらゆる差別を根絶すると、条文を一つ、一条使ってそのことを明記するか、基本理念と、それから市民等及び事業者の役割のところさらにそれを進めていくかというところで、という書きぶりの違いがあるのかなとは思いますが。

おっしゃっていることは全くそのとおりです。明石市やほかの条例と趣旨は全く変わらないと思いますし、三重県条例もそうやって明記をされているというの存じ上げていま

すので。もちろん、三重県条例と本市の条例というところでという関係性と、それから、本市にある四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例というのも大切にしたいと思いますし。

私は、前回も申し上げたとおり、今回はこの条例で、障害を理由とする差別の解消に向けて政策的に推進をしていくということで、この障害を理由とする差別を解消していくという条例が、ほかの差別も政策的に促進されることを将来的には願って、この条例をつくっているというところはあるというふうに思っていたらな。

いかがですか。もう僕は森川さん、おっしゃるとおりやと思って条項を入れたので。

○ 森川 慎委員

今、委員長の言ってもらったこともそれは同意見ですけど、それと、差別を何人もしないみたいなことをつけ加えることとは、考えというか、条例の中で何か対立することではないので、今のお考えの上でつけてもらっても別に問題ないんじゃないかなって個人的には思うんですけど。

あえてこれを新しく議員発議で出していく中で、市民の人にもやっぱり見ていってもらうとか参考にしていってもらおうという中では、やはり、改めて障害を理由として差別をしてはいけないということは高らかにこの中でうたっていかなければならないのではないかなと個人的には思っているんで、ぜひご配慮いただければと思うんですが。

○ 中川雅晶委員長

森川委員の話はよくわかります。

ほかの委員さん、どうですかね、その辺。

○ 中村久雄委員

私は、前も話したように、四日市が部落問題等々を差別のやつを持っている、また人権都市宣言もしているという中で、四日市市は、そういうところに取り組んだ上での今回の委員長のおっしゃるような障害を理由とする差別の解消の制定なので、きょうの資料の4ページに、ここまではっきりとそのことも、こういう土台があつての四日市の今回の条例だよということを明確にしているんで、私はこの案がいいかなというふうに感じます。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

他の委員さん、どうですか。

○ 荒木美幸委員

私も、今、中村委員おっしゃいましたけど、さまざまな今まで四日市市が取り組みをしてきた中で、差別をしないということはもうあくまでも大前提である上で、今回の条例というのは合理的配慮をどのように市が取り組んでいくのかというところがメインディッシュなのかなというふうに感じていますので、私もこのままでいいのかなと思います。

今、森川委員のおっしゃったようなことをもし明文化ということであるならば、この後、前文というか前文の内容も検討するかと思いますが、その中にそういったエッセンスをちょっと入れていくとか、そういう書きぶりではいけないのかなというのをちょっと思うんですが。

これは意見として。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

ほかの委員さんの意見。

石川委員、何か。

○ 石川善己委員

私は、前のときにもちょっと同じような議論で話をさせてもらったんですけど、極力当たり前のことは書き込まない方がいいのかなと思っている主義なものですから、いじめのときもというような話も前回させていただいた中で、あえて書かない方がいいのかなという個人的な意見は持っています。

入れ込むのであればここではないところなのかなと、さっき荒木委員おっしゃったようなところなのかなという気はするんですが、極力、大前提としてあるものについては書かないというほうが好ましいかなと私は思っています。

○ 中川雅晶委員長

他に、この箇所でご意見のある委員さんのご意見を賜りたいというふうに思うんですが。

森川委員のおっしゃっていること、本当に僕と同じ思いなんです。書きぶりだけの話で。市民等及び事業者の役割のところだけになぜ明記をするのかというと、市民とか事業者に対してそのことを求めるということは、市はもう当然の話で、それを市民と、それから事業者に求めて。市が障害を理由とする差別なんかしていたらこれは大変なことになりますので、条例違反という形という観点もあるし、そもそも上位法に、もうもともと持っている条例というのも少し大切にしたいなという思いもあって、そういう書きぶりをさせていただいたというところなんですけど、どうでしょうかね。悩むところですかね。

条文の書き方として、それを一条に明記すると、もともとある条例にも書かれている部分というところ、やっぱりこういう書き方をしたほうが少しテクニク的に条例の書き文としてきれいにおさまるのかなという部分が正直なところはあると思うので。おっしゃっている意味というのは、もう全くそのとおりでというふうに。この条例でやっていこうとしていることに、何らそんなに変わりはないとは思いますが。

じゃ、これ、なかなかすぐには結論が出ないのであれば少し置いておいて、違うところからも、別のところのところも、ご意見いただければと思います。

○ 中村久雄委員

7ページの医療、介護に関する合理的配慮のところですけど、この中ほどの第1項の、自分や家族、友人など親しい人が障害によりを、これを削除なんです。

○ 中川雅晶委員長

はい。

○ 中村久雄委員

そのときに、主語が誰にかかっているのやというのが、ちょっと文章的に、文法的にどうなのかなと思って。まだ、誰しもがとかいうふうな文言をつけたほうが、文章として。内容的には全然問題ない。いいと思うんですけど。

○ 中川雅晶委員長

文法上おかしいということですか。

○ 中村久雄委員

うん。だから、その前の文章を読んだらそこは続いているんですけども、消したところには、自分や家族、親しい人がというのが入っておったので、誰にかかるのかなというのがあるんじゃないかなというふうなところを、国語力の弱い中村が感じるわけですけども。

○ 中川雅晶委員長

いや、僕も弱いですけど。

○ 中村久雄委員

だから、誰しものが医療や介護が必要になったときには市だけでなくとかいうふうに続いたほうが、文章としてすっきりするかなと。これ、消すんですね。この下のほうには、まだ自分や家族、友人などがありますけど。

と感じたんですけど、どうでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

わざわざ自分や家族や友人など親しい人がと書かなくても、条文から見たら、障害者であつたりとか必要になった人が医療や介護が必要になったときには、市だけやなくて、こういう相談支援事業所や在宅介護支援センターがあるほか、地域の身近な相談役として民生児童委員がいますということで、あえて余りここに障害……。でも、そもそもは障害者の医療や介護に関する合理的配慮というところの条文なので書かなかつたと。その下には、自分や家族や友人などの親しい人が障害により医療や介護を受ける必要が生じた場合って書いているので、二つ書くか、下に書いているのに何で上を外しているのかというところのご意見ですよ。

○ 中村久雄委員

二つかかってくるので上を排除したということですかね。どういう意図で排除、削除したところは。

○ 中川雅晶委員長

削除したというのは……。

○ 中村久雄委員

医療や介護が必要になったときにいろんなサービスを受けられるというのは、これはもう誰しものことなので。

○ 樋口龍馬委員

二重線で打ち消してもらった、障害によりだけを復活させたら、それで済んでいくんじゃないかなと思うんですけども。

それでどうです、中村さんも。そんなに難しい話、障害により必要になったときでいいじゃないですかと思うんですが。

○ 中川雅晶委員長

それでいいですかね。わかりました。障害により医療や介護が必要になったときには、市だけでなく。下の、自分やのところも、そのままでいいですかね。これは、まあ、いいかな。意図は、もう……。

○ 中村久雄委員

今の樋口さんの意見でいいと思います。2段目に、人は誰しも年を取ればという文言に続いて、障害により医療や介護が必要になったときで、下の段の、自分や家族、友人など親しい人がというのは、これは、身近に感じられる誰しものがというところに、そこへ含んでいると思いますので、感じられますので、もうこのままで、これでいいかなというふうに思います。

以上。

○ 中川雅晶委員長

僕の考えですけど後の私、その前の文章が、今後、高齢化社会がますます進んで平均寿命が年々延びていく中、身体障害を抱える人の数がふえることが予想されますと。人は誰しも年をとれば身体機能が低下し、いつ何どき、事故や疾病によって心身の機能に障害が

生じるかわかりません。ここで障害が入っているので、障害によりでもおかしくはないのかな。なくてもおかしくはないかなと思います。

これ、ちょっとまた、文法上のことで、内容は別にそんな……。

○ 中村久雄委員

段落を変えずに、そのまま続けたらいいかなと。

○ 中川雅晶委員長

段落、変えずに。上の段落ということですか。

○ 中村久雄委員

だから、今回、この段落で一つ、センテンスがあるんで。

○ 中川雅晶委員長

段落を変えずに、そのまま医療、介護が必要になったときには……。

○ 中村久雄委員

そのまま続けて、医療や介護が必要になったとき、やったらわかるわな。

○ 中川雅晶委員長

そういう手法もありますよね。

これ、ちょっと、国語が弱い私が——英語は強いんですが、国語が弱いので——後でちょっと国語の整理をさせていただいて。言っているその解説の意味は、ですよ。またちょっと正副で整理させていただきます。

ほかの部分で。

○ 樋口龍馬委員

8ページなんですけれども、17条、条文中には自立という言葉が入っておりまして、福祉サービスのというふうにつながっていくんですけど、自立支援と福祉のあたり、合理的配慮と自立支援というのは別のもので両輪だと思うんですよ、私は。自立支援をするこ

とと、合理的配慮をすることが自立支援につながる場合もあるというのは、文科省なんかは障害児教育についてはうたっているわけですがけれども、自立に必要な福祉サービスを行うというのが、何かちょっと違和感が僕の中であって。

○ 中川雅晶委員長

もう一度、今のところ。

○ 樋口龍馬委員

多分、障害者自立支援法の中における自立を指してここに自立と書いてもらってあると思うんですけども、差別解消法の中にある合理的配慮と、自立支援法の中にある自立と、何かうまくマッチできているのかなという気持ち悪さというか、ごにやっとしたものが、今、見ておって。

あと、条例素案中には、自立という言葉、教育のところにも一言出てくるんですけども、できれば逐条解説の中においても自立という文言を用いて、若干解説してもらっておいたほうがすっきりするのかなというふうに感じたということです。

伴って、教育のところにある自立についても一度整理を——後ほどこれは提案させてもらいたいと思うんですが——図ったほうがいいのかというふうに感じていると。

じゃ、自立した日常生活というのは、支援を必要としない日常生活のはずじゃないですか。

○ 中川雅晶委員長

いやいや、そうではないですよ。

○ 樋口龍馬委員

自立の支援を行うことによって自立、みずから立つわけでしょう。みずから立つために必要な福祉サービスというのが何かちょっと、僕がぱっと見たときにわかりにくいなと思ってしまったと。

○ 中川雅晶委員長

これ、例えばここは立つの自立だけが書かれていますけど、じりつには、自分で立つ自

立と、自分を律する、自分で決定するという自律と両方包含されているのかなって僕自身は思っているんですが、自立した生活、自分で立つ、自分で律する、決定するという自律は、合理的配慮であったりとか福祉サービス、福祉的サービスを受けることによって、それが成り立つということもあり得る。

○ 樋口龍馬委員

何か自立というのは、僕は結論なのかなと思っていて。支援というのはプロセスじゃないですか。福祉サービスというのもプロセスじゃないですか。それによって自立するんであって、自立をするために支援を継続するというのは、何か自立を維持するための福祉サービスというのがちょっと僕、わかりにくくて。自立してへんやんみたいな。福祉サービスを受けていたら自立してへんやんって思ってしまうんですけど。

○ 中川雅晶委員長

この書きぶりやったらということですか。

○ 樋口龍馬委員

何かそんな感じがして。ちっちゃな話なのかもしれんですけど、ちょっと気持ち悪い。

○ 中川雅晶委員長

そういう意味でね。

○ 樋口龍馬委員

はい。見たときに、何かすつと胸に落ちんというか。

○ 中川雅晶委員長

自立と、それから福祉サービスや合理的配慮という関係性ではなくて、この書きぶりが。

○ 樋口龍馬委員

合理的配慮の末に自立が、先に自立があるというイメージで僕はずっとこの条例とつき合っているもので、ここに、自立を営むために必要な福祉サービスの提供を……。

○ 竹野兼主委員

取りやええんと違うの。

○ 樋口龍馬委員

サービスの提供の末に自立が達成されるのであればわかるんですけど、自立し続けるためにサービスを続けるというのは、ちょっと違うのかなって感じたんですわ。ちょっと僕の言っている意味合いと委員長が書きたかった意味合いが、ずれがなければいいんですけども。

だから、解説の中でそういったところが記されていれば、僕は別にこの文言でもいいと思うんですが、解説上に自立が出てきてないの。

○ 竹野兼主委員

今言われるみたいに、住まいに関する合理的配慮という形がそのところに出ているので、あくまで言葉はそうやって書きたかったのかもしれませんが、自立したという部分のところ、取ってもいいんじゃないんですか。市は、障害者が日常生活又はという形で。そうすると、福祉、住まいに関する合理的配慮という部分のところ、全然問題なくなってしまって、気持ち悪いのはなくなるのかなと思う。

○ 樋口龍馬委員

議員間討議になるんですけども。竹野さんの言われるとおりのところもあるんですけども、でも、僕は、自立という言葉も残してほしいなと思うんですけど、ここにこのまま自立だけぽこんとあると、何か自立の意味が履き違えて感じられるような気がして気持ちが悪いと。だから、解説上に自立についてちょっと触れていただくと……。

○ 中川雅晶委員長

逐条解説のところ、少し丁寧に。

○ 樋口龍馬委員

触れていただくと、僕もすっきりするのかなという。もやっとした感じ。

そうなんです、竹野さんの言われるみたいに、ここの自立という文言がなかったら、わかりやすいんですわ。

○ 竹野兼主委員

わかりやすいよな。

○ 樋口龍馬委員

すごくわかりやすい。けど、やっぱり自立してほしい気持ちがあるので。

○ 竹野兼主委員

それはわかる。

○ 樋口龍馬委員

という。ちょっと、正副一任。

○ 中川雅晶委員長

国語力のない私に、そうやって……。

わかりました。今おっしゃっているところの意味合いは、僕は、そういう思いというかは同じかなと思うので、ちょっと書きぶりが、そういうふうに思われるというのがちょっと僕の中では想像できなかったの、少し逐条解説のところを補うようなところを考えていきたいなど。

○ 樋口龍馬委員

後で長々になると嫌なので、ついでに。教育のところの自立との部分と関連して、雇用についても、雇用者、事業者が合理的配慮をしないといけないと、もうこれは当然のことなんですけど、障害者が仕事をやめるときって、雇用側とのこじれもあると思うんですけども、家族が勝手にやめさせちゃうときもあるんですよ。なので、雇用の促進だったら事業者の配慮だけでいいと思うんですけど、雇用の安定と書いた以上は、事業者の責務だけじゃなくて、自立を推し進める家族の配慮がないと成立せんのかなというふうにちょっと感じましたので。

これはもう関連で、正副一任。

○ 中川雅晶委員長

そうですね。これ、今回じゃない。雇用のところ……。

○ 樋口龍馬委員

雇用と教育とで。雇用には自立が入っていないのと、事業者の責務にとどまっているんですわ。けれども、事業者の合理的配慮だけでは雇用の安定にはならないと。雇用の促進であれば、事業者の合理的配慮で、僕は片はつくと思うんですけども、雇用の安定、雇用の継続という視点で見ると、いずれかといえば周辺にいる方たちのフォローが大切になることも。自分もずっと障害者の方、雇用させていただいていたので、特に知的、精神については、身体の方は雇用側の合理的配慮で解決されることも多いと思うんですけど、知的、精神については、いずれかという、日常生活の中で触れている方たちの自立を促す合理的配慮というんですか、ここの今、福祉、住まいに関する合理的配慮中にあるような自立の文言と同様のフォローがないと、ちょっときついのかなと。必ず入れてほしい思いはあるものの、正副一任。

○ 中川雅晶委員長

おっしゃることはよくわかりますし、議政研のときに視察していただいた名張のブリヂストンなんかは、これは企業だけではなくて家族、その橋渡しの専職の社会福祉方面の職員さんを雇用して、両方からサポートするというような配置をされている取り組みというのが根底にはあって、ずっと——障害者雇用の雇用率だけではなくて——やっぱり雇用をいかに継続させていく努力をしていかなきゃいけないかというのがこの文言で、それは、樋口委員がおっしゃったように、雇用、事業主側だけではなくて、家族においてもという意味合いですよ。

ただ、19条は雇用に関する合理的配慮になっているので、事業者側と、それから市はという主語しかなくて、条文としては。解説も事業者の視点の解説になっているので、その辺を少し、そういう今おっしゃったようなところの部分について加筆できるかどうかというところですかね。加筆するとすれば、19条の雇用に関する合理的な配慮というところで少し、雇用者と、それから家族の側面、両方との継続というか、働きやすい環境づくりに

ついでに努力というところですかね。

○ 樋口龍馬委員

この条例を使って、さまざま協議会ができてきたり、あっせんについてとか出てくるわけですね。その背景の中で、企業側だけの責務をうたってしまって、ここの条例にあるじゃないか、合理的配慮が足りないんじゃないかという話にもしなっただとして、あっせんの人たちは、じゃ、それは障害者自立支援法なんかも使いながら、いや、自立支援を家庭の中とか身近な方が促していただくことも必要なんですよとか、仕事から帰ってきて嫌なことがあったときのフォローをどうするんだとかというの、家庭の中で、そうそう、あなたの言うとおりにね、そんな会社はやめちゃいなさいよと言うたらやめちゃうんですよ。いやいや、確かにあなたもきょうはしんどかったね、でも、こういうところは直していくとよりよくなるよねと言ったら続くんですよ。それを企業だけが全部フォローするというと、おかしくなっちゃうと思うんですわ。

○ 中川雅晶委員長

おっしゃることはよくわかりますね。

少しその辺、逐条解説のところにそういうようなニュアンスを入れられるかどうかというのを、一回ちょっと検討してみたいなと。

○ 樋口龍馬委員

そうですね。そうやってしておいてもらったほうが、後々、実際に解決しなきゃいけない課題が出てきたときに、協議会の皆さん、困っちゃうと思うんですね。これだけで言うと、企業が悪いと言うしかなくなっちゃうので。何か、家庭が悪いと言えというわけではないですけども、こういったところにも配慮することによって、雇用が継続されるんじゃないかなという部分。

○ 中川雅晶委員長

ただ、余りそれを書き過ぎると、条文とかに書いてしまうと、今度は企業側が、いや、それは家族の責任じゃないかなとなってしまう可能性もあるので、その辺の書きぶりというのは。条文ではなくて、やっぱりそういうふうに促進されるのであれば、逐条解説の中に

そういうニュアンスを書き込むというのが一つの考え方としてはあるのかなというふうに思いますので。

○ 樋口龍馬委員

ぜひ検討いただければと思います。

○ 中川雅晶委員長

一回、ちょっとその辺……。

○ 森川 慎委員

今、樋口委員のおっしゃったことはすごくよくわかるところで、企業だけではないと、周りのサポートがというところをうたっていこうとすると、雇用のところだけじゃなくて、そのほかのところにもがっと広がっていくのかなというところがあるので、雇用のところだけに、今、言ってもらったところをどこかに加えるとするならば、もうちょっと包括的に、全体的を見渡せるようなところに、今の意味合いのことは書き込んでいかなあかのかなというのを今感じましたので、正副一任で。

○ 中川雅晶委員長

いやいや、それを一任されても困るんです。それはちょっと難しい。ちょっとそれは、今、どういうことを言っておられるのか。それ、もう一回。

○ 森川 慎委員

いや、だから、今、例として挙げてもらったのは雇用のところですよ。雇う側だけがこうやって合理的配慮なり啓発の活動をしていくだけではなくて、障害者の方のご家族であるとか関係する人たちのサポートみたいなのが必要というお話だったと思うんですよ。

そういうことを考えていくと、例えば教育のところであるとか、住まいなんかもそうかな、隣近所さん、隣のアパートに入るんやったらお隣さんとか、そういったところの配慮ということも、今の話の大枠の中では必要とされる場所なんじゃないかなと。教育にあっても、どこかのクラスに入って、そのほかの生徒の例えば親御さんであるとか、障害のある児童の親御さんもそうやし、いろんなそういったサポートというのは、今の話を雇用

だけのところじゃないんじゃないかなというところが思ったので、余り限定するところではないのかな。

○ 中川雅晶委員長

おっしゃる意味はよくわかるんですけど、ただ、これ、法律的にいうと、先ほどちょっと議論していた第5条の市民等及び事業者の役割というところで、市民等及び事業者は障害を理由とする差別をしてはならないというそもそもの前提というのは、事業者だけではなくて市民等についても規定しているというところが、法的にはそれが係ってくるんじゃないかなと私は解釈するんですが。今、おっしゃっていることがね。

○ 森川 慎委員

そういう技術的なところやったら、それはそういう考え方でというんやったら、雇用のところだけ改めてそうやって出していくというのは、逆に狭めてしまうんじゃないかなという感覚もあるので。思いは多分みんな一緒なんですけど、条例として実効力のあるようにしていこうとか理念をうたっていこうとすると、どこかに限定してしまうと、今の考え方はすごく大切な視点だと思うので、どこでうたうかというのはちょっとまだ今は結論は出ませんが、もうちょっと広く考えていかなあかんのかなというふうなことを思いました。

○ 中川雅晶委員長

他の委員さん、ご意見ございません、この点に関して。

○ 樋口龍馬委員

他の委員じゃなくて申しわけないですが。

先ほどブリヂストンのお話が出たように、確かに大企業では、そういう福祉的職員を雇うということもできると思うんですが、今現状として中小企業はどういうことをしているかというところ、作業所から一定の障害者の雇用を受け入れた場合は、作業所に従事している福祉職員を――三方一両損ですわね――家庭の人、預けている方、それから行政、それで事業者がそれぞれお金を出し合って、パートタイム的に事業所に常駐してもらうという格好をとるわけですけども、そういう制度はもう既にでき上がっていて、ある程度の企業

がそういうのを活用しています。

しているんですけど、言うたら幼稚園や保育園の先生みたいな感覚です。よしよし、よしよしってしているだけだと、結局甘えていくばかりで自立し切らんし、雇用による自立を促して最賃を取ってほしいというのが事業者の思いなんです。福祉サービスから抜けて最低賃金を取ってもらうようになってほしいと思うから障害者雇用を進めるんであって、安い銭で何とか人を回そうと思っているところというのは非常に少ないんですね、昔と違って。昔は多かったかもしれんですけど。

そういうときに、今の書きぶりだと、心ある事業所ばかり苦しい思いをするなというふうに僕には見えちゃう、自分がそういう中小でやっていた立場からすると。家族と事業所と行政で一緒になって自立支援を図っていきましょうよというときに、いやいや、企業の合理的配慮が足りないやないかと言われたら、そんなんやったら、もう雇うのやめとこうかしらとなりますでね、それこそ。そうではいけないと思うんですよ。

みんながチームになれるような何か書き方を一言入れておいてもらえば、それは解説の中でいいと思うんですわ。一言入れておいてもらうことで、ちゃんとチームをつくってやらなあかんよということがこの中に示されていれば、僕はいいのかなと思っています。

以上です。安定ですからね。

○ 中川雅晶委員長

それはよくわかる場所なんですけど、それを入れると、でも、全部って言われると、なかなか厳しいところがあると。全部事細かくそれというと、また難しいので。雇用のところは、確かに事業主、事業者だけではなくて、やっぱりそういう双方の協力というのがあって雇用の継続というのは促進されるのかなという意味合いはよくわかるので、そこは少し書きぶりとして逐条解説のところの工夫は必要ではないかなって、今現時点で私はそう考えるんですが。

そういうところで、少し一回、もう一回整理させていただいてよろしいですかね。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

では、別のところで。

○ 荒木美幸委員

細かいところで済みません。細かい点で、国語的なことになるのかもわかりませんが、2ページの第4条、市の責務の逐条解説の修正部分についてはありがとうございます。研修をこのように行うということを明記していただきました。実際に市はやっていらっしゃると思うのですが、こういうふうに書いていただくことによって、市民の方から見て市の取り組みがよりわかりやすくなるのかなと思います。

実は、修正をしていただいた文の2行上に、具体的には、例えば、学校教育、地域や企業への出前講座、イベントの開催、パンフレットやホームページなどでの周知啓発を行うほかという文章がくっつくと、この次の後の、研修を行うにあたっては例えば、と、例えばが続くのがちょっと何となく据わりが悪いような気がするんですけど、これは私だけでしょうか。

なので、これはどちらかにするのか、あるいはどちらを取るかというのもあるかもしれませんが、文章的に少し落ちつく文章にさせていただけるといいのかなと、その点だけです。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。

ここ、ちょっとまた国語的に。例えば、例えばが続くんですね、これ。

○ 荒木美幸委員

そうですね、はい。

○ 中川雅晶委員長

後ろの例えばを抜くとかという選択ですね。

○ 荒木美幸委員

ここだけ見ると遜色はないんです。全体を読むと、この文章を読むと、ちょっと据わりが悪いのかなと感じました。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。

○ 森川 慎委員

修正箇所とかということでもないんですけど、今、研修のお話が出たのであれなんですけど、いろんなところに研修の実施をするべきというのが条例の中に出てくるんですよ、啓発のためのというところで。これって適切なんかなというのが。知らせていくようにしなさい、啓発していきなさい、障害の差別をもっと可視化して解消できるようなふうにしていきなさいという意味合いはわかるんですけど、全部いろんなところに研修の実施をするようにというのが出てきておって、ちょっとそれに僕は違和感を感じておるもので、啓発に努めるものにするとか、何かそんな書きぶりでもいいんじゃないかなというのが。

○ 中川雅晶委員長

例えば、どこを。

○ 森川 慎委員

市の責務なんかでも研修の実施をすることって出てきますし、後ろのほうの医療のところなんか、16条以降の医療のところなんかでも、16条の3項、深めるための研修を実施するよう努めるものとする、雇用のところも、1項めのところに研修の実施というのが出てきますし、18条もそうですね、研修を実施する。何かそれは、逆に狭めてしまうところもあるし、過重な負担になるんじゃないですかね、研修というのだと。

例えばポスターを張るのでも啓発で周知やし、理解を深めるためというのは、研修しやんでも例えば職場でそんなお話をするという機会を設けていきましょうとか、そんな取り組みをしていきましょうって呼びかけるだけでも、それはこの目的のための、啓発のための手段なんで、そこで必ずしも研修ってここにうたい込む必要があるのかなというのが。

○ 中川雅晶委員長

啓発というのは、広く知っていただいて、こうですよという告知的意味もあるでしょうね。研修って、みずからがもう少し深めていったりとか、どういうことが必要なんだろう

かとか、体験したりとかということ。

○ 森川 慎委員

文言はわかりませんが、研修ってなると、ちょっとぐっと狭まってしまうような。頻発しているのです。

○ 中川雅晶委員長

でも、大前提で、啓発をしていこうというのは、うたっていないわけ。

○ 森川 慎委員

うたってありますけど。

○ 中川雅晶委員長

それぞれの合理的配慮のところでは推進をするときに研修という書きぶりで、事業者であったりとか、いろんな団体の中であったりとか、医療や福祉の中で、そういう観点の研修でそうしていきましょうという。

まだまだ、例えば当初、障害者差別解消法であったりとか合理的配慮とかという言葉——この委員会ではもう大体そんな違和感なく捉えてきましたけど——まだまだ市民であったりとか、また医療や介護の事業者であったりとか、公共交通の事業者であったりとかというのはまだまだ知られていないとか、何をしたらいいかわかってないというのは現実としてあるというのを前提にすれば、少しそういうところの研修をしていただいて、知っていただくということも促進策かなと。

○ 森川 慎委員

研修してもらうのは大いに結構なんですけど、研修に限ってしまうんじゃないかなというのが、この書きぶりだと。伝えるなり理解を深める方法というのはいろいろあると思うので。研修は、大まかな中の一つの研修であって、もうちょっと大枠を包含できるような言葉に置きかえてもらったほうが、条例としてはふさわしいのではないかなと思います。

○ 中川雅晶委員長

要は、事業者とか市民に対して研修して知ってくださいねと。例えばそういう中からいろんな合理的配慮であったりとかいろんな配慮が生まれた場合、それは、一般社会に促進されるように市はいろいろ啓発や、また表彰とかという形で進めていくと、広く社会の中に浸透していくようになる。もっといけば、例えば民間事業者なんかそういう配慮をすることによって、ビジネス的に、要は企業としてのイメージであったりとか企業としての新たなマーケティングを開拓するという、そういうことによって促進されるという意味合いもあって、まずはそういうことを企業の風土として、一つのつくり上げていく中には、研修という言葉。そんなにまずいですか。

○ 森川 慎委員

何か事務的というかイベント的な意味合いが出てくるような。例えば交通のところで、第18条の1項ですと、障害者にとって必要な環境の整備並びに障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の実施に努めることにする。障害者に対する理解を深めるよう努めるものとするでも、別に意味はそんなに。そのために研修をなさいって定めるべきなんですかね、ちょっとわからないですけど。

○ 日置記平委員

ずっと聞かせてもらっておったんで。ずっと初めから聞いていると、この中の単語、言葉だけを捉えると、言葉の勉強、もう全部もう一回やり直さなならんね、単語を全部拾い出して。だから、まずはつくるのが大事で。この条例もできたら、それで完璧で終わりということではないので、100%のものをつくるということは、これはもう無理でしょう。だから、そこそこという日本語は難しいけど、そこそこのものでまずつくり上げないと、ないものを、ゼロを、もうこれで形が、ほぼ方向性はあったんで。余り言葉尻だけで捉えると、到着するところにゴールが見えなくなるので、その辺のところ、お互いに理解をして進めていくということは、ちょっと我々メンバー、意識してほしいなというふうに思います。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

○ 日置記平委員

広く、熱い思いで語るほうがええのかな、ちょっとそんなことを思いました。

○ 中川雅晶委員長

そうなんです。今、大変重要なところを指摘いただいて、例えば公共交通であったりとか公共施設、全てが障害者の方が合理的配慮が行き渡って快適に、そのことがもう何ん自由なくなるようにという思いはあるんですけど、いきなりそれはなかなか難しいという現実もあって、まずはそういうところから知っていただいたりとか、市の促進策であったりとか、そういう企業に表彰して市民の方に知っていただくことによって、より民間事業者にそういうことが普及されるようにというところから始めるというところ。この部分ももう陳腐になってくれば、条例の見直し条項もありますので、その時点で随時時代に適して見直していくということもあり得るのかなと思うので。

そういう意味で、ちょっと研修という、乱発と言われれば乱発ですけど、まずは知ってもらわなければ、本当にそれが適切なのかなというのもやっぱり検証していただきながら、それぞれの事業体によってやり方というのが、合理的配慮ってやり方というのはそれぞれ違うと思いますので、また、障害の特性に応じて違うと思いますのでというところの。

○ 樋口龍馬委員

私も日置委員と考え方は同じ。先ほどばつと言ったやつも、正副一任というのは、もう最後は味つけしてくださいねという意味合いで、必ずしもこういう文言に入れてくださいという話ではないんですけども、委員長の言われることも非常によくわかるので、まずは合理的配慮という物事がいろんなところに浸透することのほうが大切だからこそ、ここに研修という文言が置いてあるというのもよく理解できるんですけども。

これ、ちょっと事務局のほうに確認させていただきたいんですが、見直しの条項で5年を超えないごとにというふうにありますよね。もし委員長の中で、何年ぐらいを目途に合理的配慮という考え方を浸透させたいということがあるのであれば、例えば初めて施行されて1回目の見直しは3年とか、委員長の中で一定のゴールがあるなら、時限的に1度目の見直しだけは早目に行うようにということを設定することができるかどうかというのを事務局に確認できればと思うんですが。

○ 中川雅晶委員長

事務局、5年を超えない期間ごとに検証を行えというか、別に5年ではなくても、必要とあれば2年でも3年でも見直しをすることが可能な条文になっていますよね。

事務局、いつまで。

○ 樋口龍馬委員

多分ぎりぎり5年ですよ、こうやって書いてあったら。多分、こうやって書いてあったら、5年たたないと見直さないですよ。

○ 中川雅晶委員長

そうですかね。

○ 樋口龍馬委員

議会のほうからまた議提していけば別かもしれないですけども。

よくあるじゃないですか。いろんな役員規程とかでも、ただしという、初めての任期は何年とするみたいな。そういう感じでもし書けるのであれば。そこでまだ浸透が進んでいないということであれば、改めて研修にしていけばいいでしょうし、委員長の思いの中で何年ぐらいしたら合理的配慮というのが一定浸透するだろうというのがあるのであれば、そういうゴールの定め方もあるのかなというふうに思ったということで、これも意見にさせてもらいます。

○ 中川雅晶委員長

何年というのはいないです。それは早いにこしたことはないんですけど、じゃ、来年そうなるかという、それもなかなか厳しい状況です。

ただ、これは5年を超えない期間ごとに見直しということは、1年でも2年でも、例えばこれをもとに、この部分についての合理的配慮というところの見直し、改正の発議をしようと思えばできないわけではないですし、見直し、検証することも可能なわけですよ。

ただ、5年を超えて何もしないということはどうですかという条文じゃないですか。だから、別にそれは問題ないかなと思いますし、その時代に応じてこれを見直すということは全然やぶさかではない条文になっているんじゃないかなと僕自身は思うんですが。全く

例えば、この条例を政策条例と言いながら、条例を制定して何らどこも変わらないとなれば、大きな問題がどこにあるのかなというのは僕らは検証したい、少なくとも私は。やっぱりそこは検証しなきゃいけないですし、問題点というのをやっぱり突き詰めていかなきゃいけない責務はあるのかなというふうには思うんですが。

○ 樋口龍馬委員

例えばみんなのスポーツ応援条例なんかだと、スポーツ推進計画というものがあって、スポーツ推進計画というのがエビデンスになって、年限を切って更新の時期が定められているわけなんですけど、ここにある5年というのは、何を指標に5年にされているのかだけ問わせていただいてもよろしいですか。

○ 中川雅晶委員長

障害計画って、3年でしたっけ。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課長、田中です。

障害者計画については、計画期間は5年になっております。

○ 樋口龍馬委員

じゃ、例えばこの5年の後に、ただし障害者計画を見直す時期を一つの目途にみたいなことを書いておいたら、今の障害者計画の見直しのときに、同時にこの条例を見直すというふうにはヘッジをかけておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

○ 中川雅晶委員長

でも、逆に、そこにそんなにこだわる必要が僕はあるのかなって思いますし、今は、障害者計画というのは5年で見直しなさいってなっていますけど、それも、100%それがずっと永遠に続くというわけではないですし。その都度必要となれば、いつでも見直せる状態にしておいたほうがいいんじゃないかなとは思いますが。

○ 樋口龍馬委員

解説の中には、障害者計画の見直しの後の適切な措置を講ずるためのものというふう
書いてあるので、特に1回目については丁寧に、そのの時期に合わせるというのをもし解
説の中に入れられるのであれば、入れたら落としどころになるのではないかなという意見
でありまして、それ以上私は議論をするつもりは全くございませんので、これで終わらせ
てもらいます。

○ 中川雅晶委員長

ちなみに障害者計画は、次は、新計画というのは何年度から始まりますか。

○ 田中障害福祉課長

今の計画が終わるのが平成30年度になりますので、次期計画は平成31年度からの5カ年
になります。

○ 中川雅晶委員長

というところですよ。

○ 樋口龍馬委員

うまくそろってくるならそれでいいと思うんですけども。

○ 中川雅晶委員長

そうですね。これ、ぴったりと合わすのがいいわけではないのでというところはある
ますよね。そことなるべくそごがないような形でという、見直しするというところという
書きぶりとかというのをちょっと考えて……。

○ 樋口龍馬委員

済みません、最後に。

委員長がこの条例をつくるという話をし始めたときに、スケジュールを組むぐらい密に
やっていきたいんだという強い思いを言ってみえたもんで、計画とリンクさせること等が
必要なのではないかなと委員として感じたというだけです。もうコメントです。

○ 中川雅晶委員長

当初は全くの別の計画、障害者差別解消計画というのも想定していたので。

でも、今はそうではなくて、いろいろ視察とかをさせていただいたりとか検証した中で、やっぱり今ある障害者計画の中にどれだけ実効性を担保していくかということが必要なと思いますし、次の総合計画の策定の時期もだんだん迫ってきているので、それも重要な時期にこの条例が制定されるのかなという思いはありますので、その辺は留意しながら策定をしていきたいし、少し解説のところもという部分もありますが、条例の見直しはいつでもできるということだけのご理解いただければと思います。

○ 日置記平委員

委員長、懐が広いんでいつでもできるとおっしゃったけど、まず、この条例が一応承認を受けてスタートします。すると、それに関係する部門からいろいろ意見も出てくるでしょう。まずは家庭があって、それから教育現場の子供たちや学校があって、そして就労した事業所があって、行政があって。もう一つ、忘れてはいけないのはハローワークという部門もあるわけですが、雇用の関係で。そういうところから、この条例ができたことよっての情報収集はやっぱりあるでしょうから、それはどこが集められるかといったら、課長のほうに、恐らくそちらへ集中すると思うのね。収集して行政側で全部コントロールしていければそれはそれでいいけど、これはやっぱり、その条例を見直すべきだという判断は、あなたのほうもやっぱりしっかりと受けとめておいてもらわんといかんと思う。すると、今後は、これが委員長のほうに返ってきて、そこからどうしようかというのが、1年目からもうあるのか、5年ぐらいたってもうそろそろ見直すべきかという、そこへいくのかという判断をしなきゃいけないと思うんですが、まずは、これができたら情報収集を的確に判断して、行政側の障害者ポジションの課長は、しっかりその辺のところを把握して、きちっと修正すべき段階に来ているのかどうかということ、やっぱり議会側のほうにも出してもらおうということさえすれば、うまくいくんではないかなというふうに思うんですが。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。そのように進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

ほかの部分で、特に修正したところは、ないですかね。

○ 川村幸康委員

森川さんが言うておった差別をしてはならないというのは、どこにつけるとええと言っておったのかなと思って、さっきの話で。

○ 森川 慎委員

今、この修正で出てきたのだと、第5条で市民等及び事業者は障害を理由とする差別をしてはならないということで書かれているんですけど、市とか全部がやっぱり含まれるべきだというふうなことを思っておるので、特出しで、もっと3条に差別の禁止みたいなものを持ってくるようなことにして、まず差別の禁止というのを僕はどうやってほしいなののが、さっき言わせていただいた意見です。

○ 川村幸康委員

わかりました。

そうすると、基本理念のところやろう。3条の基本理念かなと思うんやけど、もともと禁止法でしたかったのが解消で個別になったんやろうけど、障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例やで、ここで、個別のこのところに入ってきたら、差別の禁止は、私は入れてもいいと思う。基本理念のところ。それはやっぱり入れておかんと、原点やで。差別がないんやったら、こんなの要らんやで。だから、あるという前提で私は、やっぱり基本理念のところにはこれどうすべきかなと思っておるのが私の意見。

それと、森川さんが言うておった研修、それから行政が一番やりやすいやろうことなんやろうけど、さっきも、あらゆる差別をなくす条例やと、やっぱりもう少し入り口が広くて、総合的かつ必要な施策をすとか推進するというような形のものにしてあるで、その条例文の整理は少しそういうふうにしていったほうがええのかなというふうに思いました。

それと、気になったのが、民生委員と児童委員さんの名を消して、それはプレッシャーになるでとかいう話やったんやけど。医療、介護で、市がこうやっておるのに、保健、福祉、医療、民生委員、児童委員を抜く抜かんという話があったみたいやけど、余りようわからんもんで。市が委託してやっている行政委員やと、これ、二つだけ、もっとあるの、

ほかにも。特に市が具体的に動いてもらうんは、障害者の方々に対して、どうなのかなと思って。

○ 田中障害福祉課長

福祉の面で動いていただくのは民生委員児童委員が主になりまして、あとは、個別の障害に限定して、障害の当事者の方に障害者相談員という形で、障害をお持ちの方のピアカウンセラー的な形でお願いさせていただいておる方がおみえになります。

以上です。

○ 川村幸康委員

だから、その他の関係者に入るんやろうけど、私は、きちっとそれはわかりやすく、民生委員さん、児童委員さん、それから相談員さん、支援員さんに、努めるものとするというのうたっておかなあかんことかなと思うんやけどな。

少し厳しい言い方になるかわからんけど、日置先生もさっき言うておったけど、まず始まることが大事で、空気のようにこれが広まっていくことが大事なんやろうけど、主体的に私らも含めてやけど、行政が条例をつくったことによって仕事していかないかんようになる中におくと、その仕事が、ある程度背景も見やすく段取りしやいように。だから、民生委員さん、児童委員さんにも、こんなのできたのでこうですよとか、そこは明記していく。危惧するのは、研修やあんなのが多いのは、研修やそんなのだけでは困るんやわな。だから、総合的に。

それともう一つは、やっぱり障害者の当事者の人の意見が来たときに、それをこの条例をもとにしてやれるようなことにしておくべきやと私は思うておるもんで。そうすると、今のところの言う民生委員児童委員さん、それから障害者の相談員さん、そこらの人と支援に努めるものとするというのうたうべきかなと思うんやけど。

そこだけです、ちょっときょう気になったのは。あとは別に、うまくもうつくってもらっておるなと思うています。

文言修正、樋口さんやいろんな方が言うておるやつは、できてくると必ずこういう議論になるんやわ。前の自治基本条例でも、これで10回ぐらいいったこともあったで、でき上がってくると、そうなる可能性が大なんやわ。ああでもない、あれもこれもってみんな思ってくるで、できるまでに。だから、ある程度のところでやるという整理はしていかと、

もう一遍特別委員会、来期もなるで。

いやいや、本当にそういう議論になるんやわ。それから、見直し。つくってもないうちから、見直しも出てくる。前もそうやったんやわ。まだできてもないのに見直しという話になるで。そこはちょっと、きちっと委員長が采配を振って、それでやってもらえればええで。もうそれで決めていかないかんわ、もう。

今言ったようなところの少し具体性を帯びた空気で進んできたときに、行政含めて関係する人らが、この条例をつくってもらおうとこういうふうに市が変わってきたねみたいな話にならんとあかんのかなと思うておるので。条例というのはそういう狙いやろでな。

だから、例に出すには少しおかしいかわからんけど、例えば法で厳しかったんは、飲酒運転の厳罰とか飲酒運転の罰金をするとか、ああいうことをしたら、自然に人の意識が飲酒運転はあかんという意識になってくると一緒に、例えば差別解消の条例は、まずは最初に、差別をしたらあかんのですよということをうたっておいて——禁止なんやでな、差別は——その上で、さまざまな施策は、障害者計画もあるんやで、少し当事者がそこは足らんというようなところをきちっと補うようなものに、この条例で、なお空気が強くなるような圧をかけるみたいな感じになっていきや、それでええのかなと思うておるので。だから、その辺でもう後は、次に完成が出てきて、もう終わらしましようというぐらいにやらなあかんわ。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。まず、もう私たちの任期もゴールが見えてきていますので、ぜひその辺はよろしく考慮の上、今、川村委員がおっしゃったように、完成度を上げて制定というか上程できるように持っていきたいなというふうに思っていますので、ご協力よろしく願いいたします。

それと、16条の福祉、保健、医療のところ、民生委員児童委員というのを削除したというのはなぜかというところですが、条文の解釈でいくと、市は、障害者が安心して医療及び介護を受けることができるよう、福祉、保健、医療はこれは当たり前なんです、ここに民生委員児童委員、その他の関係者と連携して支援に努めるものとするということになると、例えば解釈によっては、医者に行かなきゃいけないというときに、連れて行ってほしいと、例えば民生委員や児童委員さんに連れて行ってくれと言われたときに、この条

文をもとに解釈すると、それはもう自分の自家用車で連れていかなきゃならないようなことを許容してしまうという、またそうやって誤解をされるというような趣旨にとられかねないんじゃないかなということ。もちろん全然連携しないということではないんですけど、民生委員や児童委員さんの連携の仕方というのがあって、そういう直接的に通院のお手伝いをするということが任務ではないものですから、その辺の誤解を受けないために、少し特出ししていたのを削除したというところはあるので、民生委員児童委員さんが何もしないというわけではないんですが、その他の関係者という形での連携。その連携も、じゃ、どういう連携なのかというところの読み込みで、下のところ、少し連携というところで、十分に情報交換するなどの連携を図りというところの書きぶり、逐条解説のところを少し書き直したというところが意図というところがあります。

ご存じのとおり、民生委員さんのなり手不足というのも非常に危惧をされているところですし、民生委員さんからこういうことを言われたときになかなか、例えばそうやって直接的にしてくれって支援を求められたときに、それをお断りしたら条例違反になるとかということになることは少し避けたいかなという配慮はあって削除をしたというところが、正副のご提示させていただいた理由の部分です。

○ 川村幸康委員

正副で民生委員児童委員を、そういう意味で。そうやけど、民生委員も児童委員も委嘱、市からお願いするときに、そういうの入っておるわね。

○ 中川雅晶委員長

いや、そこまでは入っていない。

○ 川村幸康委員

いやいや、だから支援をするというのは入っておるわね。

○ 中川雅晶委員長

もちろんそうです。

○ 川村幸康委員

ただ、今、委員長が言うような、拡大して行って車に乗せて病院に連れていくというようなことは、できるできやんという話ではないやろうで。それが、その中に入っておるのかな、これに。

私は、どっちかというともっと薄く広く捉えておって、特に、障害者の人やら子供らで困っておるそういう障害の人らがおるのは、児童委員や民生委員さんに頼るし支援してもらおうということなので、私らしておるわなというほうのが強いのと違うのかな、どっちかという。積極的なほうのが強いし、それともう一個、私は、障害者の相談委員さんっておりますやんか。あっちの人は、やっぱり載せてもらうことによって、私はええのかなと思うておるところがあるもんで。それはもう見解の相違やわな。

○ 中川雅晶委員長

身近な相談としての機能というのは非常に重要ですね。民生委員さん、児童委員も、そこは、そういうところの連携をしたりとか、ほかにつないでいく役割というのは、大変重要かなと思うんですが。

ただ、全てが全てではないんですけども、例えばそうやって民生委員さんをお願いをされて自家用車で連れていかれて、その途上で事故があったとかということも報告されている部分ではあるので、それは、少し民生委員さんの仕事としてはそこまでということは求めているのかなというところもあって、そこまで、これをこういう形で明記してしまうと、そういうふうに解釈をされるというおそれがあるのかなというところで、少し配慮させていただいたというところが理由です。

ほか。

これ、先ほど川村委員、基本理念の中に、四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例というのを、これに基づいてというのが書いてあるんですけど、それとは別に、基本理念の中に、全ての人は障害を理由として差別をしてはならないということもここに入れたほうが良いというご意見ですか。

○ 川村幸康委員

条例をつくる事務的なあれはないんやけど、例えば第3条で、障害を理由とする差別の解消は次に掲げる事項を基本としてというところがあるやないですか。そこの大前提に、差別はしてはならないということがあるといいのかなと思ったもんで。

部落差別、ここでも来ておるのやけどね、それで。(1)、(2)、(3)ってあるけど、基本理念でね。

○ 中川雅晶委員長

部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例の目的の第1条のところに、あらゆる差別を無くすための市及び市民の責務並びに市の施策について必要な基本事項を定めることにより、全ての市民が人として尊重され、明るく住みよい人権尊重都市四日市市の実現に寄与することを目的とする、というふうになっていて、その差別も、部落差別、それから女性差別、障害者差別、外国人差別などというふうに障害者差別も明記をされているというところは。市民の責務としても、市が実施する施策に協力するとともに、基本的人権を相互に尊重し、みずからも差別及び差別を助長する行為をしてはならないということが第3条で市民の責務として明記をされているものですから、これの条例をもってという考えでというのをずっと説明してきたんですけど。やっぱりそこを強調したほうがいいですか、さっきの。

○ 川村幸康委員

強調という意味じゃなくて、そもそもやけど、障害者差別禁止法からこれになったといういきさつも考えると、それぞれの自治体で、多分そのニュアンスは変わってくると思うておるんですよ、私は。多分つくっていくのが。政府に近いほうやと多分、禁止というのをうたわんやろうし、そうじゃなくて、やっぱり禁止法にするべきやったという考え方が強いほうは禁止法というので、差別の禁止というのを、やっぱり各個別になったら、個別のところでは言ってもええという話なんやで、全体的に禁止法にしようとするときにはノーやったんやで、各条例で私は禁止、そのニュアンスがないと空気のように広がらんよというところなんやわな、禁止をうたわんと。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。

ほか、この件のところでこれだけは言うておきたいっていうのは。大体、言い尽くされていますかね。一回、ちょっとその辺で。

もう一回言う。森川さん、わかっているよ。

○ 森川 慎委員

さっきから、言葉なんですけど、委員長、部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くす条例をもとに、これを書かなかったんだということは……。

いや、違うの。

○ 中川雅晶委員長

いやいや。

○ 森川 慎委員

それを根拠に書かなかったんだという技術的な問題だというような説明をずっとされてきたと思うんですけど、改めて上位法の条例を見ておっても、差別を禁止するみたいなことは書いてないですよ。例えば3条で、市民は規定により市が実施する施策に協力するとともに、基本的人権を尊重し、みずからも差別及び差別を助長する行為をしてはならない。市はいろんな活動をしなさいとは書いてありますけど、文言として差別をしてはいけませんということは明確にはうたわれてないのかなというようなことも思うんですが、その辺はどうなんですかね。

○ 中川雅晶委員長

いやいや、その後に、するとともに基本的人権を相互に尊重し、みずからも——これ、みずからというのは、市民みずから——も差別及び差別を助長する行為をしてはならない。

○ 森川 慎委員

市民は書いてもらってあるけど、例えば市とか行政機関とかその辺というのは、ここではうたわれてないのかなというふうなことも思うんです。これを見ておったら、それがなくすよというような思いというのはわかるんですけど。今さっき、ちょっと前に委員長がこんなのがあるのでというようなお話やったことを考えて、またもう一回改めて見直すと、明確には差別をしてはいけません、行政としてもしてはいけませんという言い方としては、これ自体は文言としては弱くなっておるのかなというようなことは感じるころなんですけど。

○ 中川雅晶委員長

森川委員がおっしゃるのは、市民だけではなくて、行政も含めて、市民も含めて、もう全てに高らかにうたうべきやというご意見ですね。

○ 森川 慎委員

はい。

○ 中川雅晶委員長

それも第3条の基本理念のところに合わせて。3項じゃなくて。

○ 森川 慎委員

理念というか、ほかの自治体さんなんかを見ていると、もう差別の禁止という項目でばっとうておるので、そこの書き方はあれですけど。例えば今、県がしようとしておるのもそうやって出されておるし、国の法律、もとの差別解消法を見ても、行政機関における障害を理由とする差別の禁止であるとか、事業者における障害を理由とする差別の禁止ということがうたわれておるので。

○ 中川雅晶委員長

条としてですね。

○ 森川 慎委員

文字として残していくとか、明記をしていくのは大切なことなんじゃないかなと私は思っているんですけど。もうあかんのやったら、皆さんに。

○ 谷口周司委員

明記のところなんですけど、きょういただいた資料の三重県のところの資料の中の最後に、ちょっと見ていると、三重県に障害者差別解消条例をつくる会さんというのが、主な県内の障害者団体や関係団体及び個人の方がつくられているところが、三重県にこの条例に対する要望という形で出している中に、7というところに、何人も障害を理由として差

別すること、その他の権利を侵害する行為をしてはならないこと等々を明記してくださいというような、こういった要望もそういった団体さんからも県に出されているということは、やはり明記を望んでいるというのも一つなのではないかなと思いますので、これは県に出されたほうなので参考になるかどうかあれですけど、この辺も検討の一つに入れていただけたらなと思います。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。禁止の部分を明確にするというところのご意見がかなり強いのかなと思いつつ感じていますので、一回ちょっとそれ、最終素案のときに、正副で一度協議して皆さんの前に提示をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほか、大分もうダウン寸前になってきましたけど、修正したところで、ここはというところはありますか。

外のところで、じゃ、外のところで、少し、じゃ。

○ 森川 慎委員

条例の先ほど修正の5年云々というお話で議論してありましたけど、こういうところに障害者の当事者からの声を聞くようにするとか、そういう意見を取り込んでいくみたいなところ、ここがふさわしいのかはわからないんですが、そういった人の意見を積極的に聞いていかなければならないというようなところをどこかに盛り込んでほしいというのは、今、思います。今というか……。

○ 中川雅晶委員長

それは、四日市障害者差別解消支援地域協議会というのをこの条例で設置して、そこには、当事者から意見を聞くという場所というか、機会というのは担保されているのかなとは思っていますが。

14条ですよ。障害を理由とする差別を解消するために必要な施策について市長に意見を述べることができるって、その他障害を理由とする差別を解消するため必要な事務を行うとされていて、協議の委員の中には、障害者またはその家族というのも入っていただいて。さまざまな、いろんなお声は、この間も相談とかというところの窓口で受けてということもあるし、そういうトラブルの解消については、この協議会の中であっせんま

で、勧告まで、もちろん公表を含めた、担保したあっせんまでできるというふうになっているというところにはなっているとは思いますが。

○ 森川 慎委員

なっていると言われると、その中もなっているんですかね。

障害者差別地域支援協議会がそういう機関だという位置づけなんですかね。障害のある人の声を反映していくみたいなの。しっかり聞いて、それに市としては応えていきますよみたいな、その辺が全体を通して弱いのかなと。地域協議会に全てを、それを委ねる。それで、それがそういうふうにできるんだったらそれでもいいんです。ちょっとわからないですけど。その辺、意見を聞くというところが弱いのかなというのが思いました。

○ 中川雅晶委員長

障害者の皆さんからいろんな意見というのはあるんですけど、それをどう集約して合意形成を図って施策に展開できるものというのは、やっぱり順序がないと、言うだけ聞くだけではなかなかそれは施策に反映されないの。当然、障害者施策推進協議会とか、それから、今回この障害者差別解消については、障害者差別解消支援地域協議会というのがその受け皿になっていくのかなと。最終的に施策展開するに当たっての強い協議体になっていくのかなというふうに私は思っているんですけど。もちろんいろんな声がね。これ、議会も議員もそういう責務を負っていますので、いろんな声を聞いたら、この条例に照らし合わせて、それは施策展開として、施策、政策のあり方としてどうやということは、どんどん議会のほうからも提案をしたりとか政策立案をするということを可能にするために条例をつくっているという部分もありますので、いろんな聞き方があるとは思いますが。

○ 森川 慎委員

そういうことであれば。皆さんどう思うかわからんですけど。

これ、ちょっと今、見ていて思ったんですけど、地域協議会の中の14条ですけど、10人とかこの辺って、直すという話は前にしていませんでしたっけ。これはよかったのか。

○ 中川雅晶委員長

ですけど、ここは行政のほうも、ほぼこの条例とは関係なしに、障害者差別解消支援地

域協議会というのは設置に向けて準備をされていて、その中で、なるべく機動的にこの協議会を運営したいということで10人以内をもって組織するという形で、それに合わせているというところなんですけど。

○ 森川 慎委員

それはわかっているんですけど、これ、前の中で、こんな人数を決めるのはよくないんじゃないかみたいな話ありましたね。

○ 中川雅晶委員長

そういう意見もありましたね。

○ 森川 慎委員

それはそれで、もう……。

○ 中川雅晶委員長

そのままで……。

じゃ、皆さんの意見、ここ。いやいや、消しておくという選択肢もないことはないと思いますが、その辺どうかなと。ちょっと判断しかねたので、そのままにしていますけど。余り人数をふやしても動きにくくなるという、機動力を上げるために10人以内でということ。例えばこれが、やっていて、思いのほか案件が多くて10人だけでは回せないとかってなれば、それこそ先ほどの条例の見直しじゃないですけど、例えば、いろんな分科会とかいろいろ組織体をつくるに当たって、15人になったとかという場合は改正等をしていただいて、その辺はやっていけるんじゃないかなというところの判断はあります。

○ 三木 隆副委員長

ちょっといいですか。

先ほどの意見で、第2章のところ、身近で誰でもが相談しやすい仕組み、この部分で、先ほどの障害者の方々の相談を受けるという部分のことを考慮した部分というふうに理解しております。

補足です。

○ 森川 慎委員

相談ということじゃなくて、僕が言いたかったのは、この障害の条例ができて、これをまたブラッシュアップしていくなり改善していくときに、しっかり障害者の人のそういった意見を聞いていくという意味で、具体的な案件があって相談を受けるとかじゃなくて、条例なり市の施策に対しての意見を、障害のある人に意見を聞くということ。

○ 樋口龍馬委員

4条中に明記してある。4条に書いてある。

○ 森川 慎委員

そうか。これで合理的……。

(発言する者あり)

○ 森川 慎委員

今、樋口委員から、市の責務の第4条のところの3項に、合理的配慮の取り組みについて、積極的に障害者の意見を聞き、障害を理由とする差別を解消するために必要な施策について調査及び研究を行うものとするということで書いてあるので、合理的配慮に限定されますよね。

○ 樋口龍馬委員

ちょっと委員長、よろしいですか。

4条の3項の中にある、意見を聴き、の中で、この条例改正についても包含されているという理解でいいでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

もう一度。

○ 樋口龍馬委員

条例改正するに当たって、障害者当事者の皆さんの意見を聞き入れるような体制が欲しいということを森川委員は言っているわけでありまして、4条3項の中にある障害者の意見を聴き、というところに、条例改正に対する意見というのものもある程度含まれるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

もちろんそうですね。

○ 樋口龍馬委員

それでいいんじゃないでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

確かにいろんなご意見伺う中においては、いろいろ協議体、当事者のご意見を聞きながら施策反映するという協議会というのは、これに限らずたくさんあるんですけど、なかなか声を聞き切れていないっていったりとか、せっかく声を出して意見を言っても、なかなかそれが施策に反映されないとかというところのご意見とか問題点というのはあるのかなというふうに認識はしているんですけど、それがなるべく。でも、だからといって会議体をたくさんふやせばそれがいいというわけではなくて、今回、障害者差別解消については地域支援協議会が、そういうあっせん等のトラブルの解決と、それから施策反映をするための協議体という二つの任務をこの条例の中には付加させていただいているという部分で、まずはそこで、施策反映の合議体としてはいいんじゃないかなと思います。これが、やっぱり不十分であったりとか委員の構成が少し問題があるとなれば、やっぱりそれは検討していかなきゃならない部分はあるのかな。それは、先ほど樋口委員が言われたように、条例改正の一つの議題というか一つの案件というか、ではあるかなというふうには思います。

ほか。ほかのところ、ありますか。

○ 谷口周司委員

条例の見直しというところで、今回5年を超えない期間ってしてもらっているかと思うんですけど、今までいただいた、参考資料とかでいただいている明石市も名張市も八王子

市も千葉県も、また国の障害者基本法も、結構3年を目途にというふうになっているところが多いかと思うんですけど、一度、5年を超えないと、3年を目途って、見た感じにはやっぱり3年目途ぐらいにしておいたほうがいいんじゃないかなというのはいちよつとありましたので、これはもう意見として、検討だけでもしていただければと思います。

○ 中川雅晶委員長

これ、テクニク的に何か短いほうがいいみたいな感じはするんですけど、じゃ、例えばほかの条例をつくっても、じゃ、検証をやっているかどうかというのはなかなか難しいところで。短ければいいかという問題ではなくて、これは5年を超えない期間ごとに検証しなきゃいけないですよと義務づけて、別に3年でも2年でも1年でも改正をしようと思えばいつでも改正できますし、検証しようと思えばいつでも検証はできるという。年数、それはもう3年のほうが格好ええとなれば、これを3年に変えればいいだけの話ですけど、それを変えてもそんなに意味はないかなって私自身は思っています。

○ 谷口周司委員

今までもらったところは全て3年やったので、なぜそこで5年という期間というのをあれかなと思いましたので、言わせていただきました。

○ 中川雅晶委員長

5年は、これは障害者計画と大体リンクして、その年数だけはね。ただ、でも、条文から見て5年たたなければ検証できないという条例ではないので、3年でも、例えば議会の中でこれを検証すべきであるというのが出れば当然検証しなければならないというふうに、僕は、合意形成が図れれば検証する作業というのは拒むものでは全然ないとは思うんですけども。そこには、例えば当事者団体とか、いろいろ声が上がってきて、これは少し問題があるんじゃないかとかとなれば検証を進めていく、思いのとおりのこの条例が、思ったとおりになかなか施策展開されていないとなれば、5年を待たずしてもやっぱりやっぴいかなきゃいけないというのは、これは、逆に私たち議会のほうの議員の役割でもあるのかなというふうには思います。

ほか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

条例の条文のところでは、それぐらいですかね。

あと、きょう、あわせて前文の案も出させていただいたんですけど、それはどうですかね。

あわせて、前文と、それから条例の名称ですが、今までずっと仮称にしていたんですけども、もう仕上げていくと、その先にはパブリックコメントをしなければなりませんので、もうそのときに条例の名称についても検討しなければならないんですが。

今までも、この委員会の中で、条例の名称についての案があれば、こういう文言とかというのはどしどし意見をいただいても結構ですよ。今のところは余り、条例の名称についてはありませんので。

○ 豊田祥司委員

前文のところなんですけれども、今回、合理的配慮という言葉が障害者差別解消法で出てきて、この言葉がないので、ちょっと差別だけに偏り過ぎているのかなと。合理的配慮で、障害者の方たちが困ったこととか、差別まではいかないけれどもそういうところにも配慮しなさいよという部分が、前文にも入ってきたほうがいいのかというのを思ったんですけれども。合理的配慮という言葉を入れるというのか。

○ 中川雅晶委員長

前文の中にも合理的配慮という言葉を入れなさいということです。

○ 豊田祥司委員

そうですね。

○ 中川雅晶委員長

この条例の定義も合理的配慮が入っていますし、合理的配慮のそれぞれの分野別も、条文というか、それぞれの条で合理的配慮の推進というのをうたっているというのがあるので……。

言葉自体は、合理的配慮がいかに市の条例としては大切かというのは、条文を見ていただければわかるのかなとは思いますが。

それはどうですか、皆さん。ご意見。

○ 森川 慎委員

合理的配慮を求めることが目的ではないので、ここには、そうやって普通に障害がある人が暮らしていくことが困難で余り取り組みが進んでいないということがうたわれているので、何もその文言にこだわる必要はないのかなというのは私は思いますが、いかがでしょうか。差別をやっぱりなくしていくということが一つの大きな大前提ですので、こういう感じでいいんじゃないかなとは思いますが。

○ 中川雅晶委員長

僕も、この中にあえて合理的配慮という言葉を入れなくても、そのことは何となく伝わるのかなと。後の、それから、条例の中身を見ていただければ、どんどん合理的配慮について推進というのが明記をされているのでいいのかなとは思いますが。

その他、ご意見ございますかね。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

この辺でということで、いいですかね。

あと、条例の名称について、何かこの文言だけ入れておいてくれとかというのは。

○ 日置記平委員

ありません。

○ 中川雅晶委員長

じゃ、次回、正副で一度、条例の名称案というのもご提示させていただいて。これ、案を提示した途端にいろんな意見が飛んでくる。前もって言っていただくと非常にありがたいんですが。

一回、じゃ、ちょっと正副で、こういうような案でどうでしょうというのを提示させていただきたいと思いますので。ぜひ、次回、固まるような形でご提示させていただいて、少し固めていきたいなと思いますので、ご協力のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、最後に次回の日程なんですが、今後の日程というところで、2月8日木曜日の午後1時半、もしくは2月13日の午前10時からもしくは午後1時30分からなんですが。

2月8日1時半が難しいという方、おられますか。

川村委員ですね。2月13日難しいという方、おられますか。大丈夫ですかね。

2月13日の、では、午前、午後、どちらがいいですか。午前が都合いいという方。午後のほうがいいですか、午前。

○ 川村幸康委員

午後のほうがいい。

○ 中川雅晶委員長

じゃ、2月13日午後1時30分でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

じゃ、次回は、2月13日火曜日午後1時半から当特別委員会を開催させていただいて、パブリックコメントに向けた最終の特別委員会の案をなるべく固めていきたいなと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたり休みもなくご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上で閉じます。ありがとうございました。

11:58 閉議